

# 兵庫県防除業者に関する指導要綱

## 第1 趣旨

この要綱は、兵庫県内において農作物等に対する病虫害防除の業を営む者（以下「防除業者」という。）が、農薬の適正かつ安全な使用を確保するために必要な事項を定めることにより、人畜、農林水産物、周辺環境等に対する安全性の確保を図ることを目的とする。

## 第2 定義

この要綱において「農薬」とは、農薬取締法第2条第1項及び同条第2項に規定するものをいう。

- 2 この要綱において「防除業者」とは、農薬を用いて病虫害の防除等を専門的に行う者をいう。

## 第3 届出

防除業者は、次に掲げる届出を知事に提出するものとする。

### (1) 新設届

防除業者は、新たに業務を開始する場合にあってはその開始日までに、様式第1号に必要書類を添えて提出するものとする。

### (2) 変更届

防除業者は、届出事項に変更が生じた場合は、変更が生じた日から2週間以内に様式第2号に必要書類を添えて提出するものとする。

### (3) 廃止届

防除業者は、業務を廃止した場合は、業務を廃止した日から2週間以内に様式第3号による廃止届を提出するものとする。

- 2 届出書の記載は、防除業者の届出に係る事務処理要領によることとする。
- 3 以上の届出は、電子申請により行うことができる。

## 第4 防除業者の遵守事項

防除業者は、農作物等の防除にあたっては、農薬取締法第25条に規定された農薬使用基準等を遵守し適正に農薬を使用するほか、特に次のことに留意するものとする。

- (1) 毒物や水質汚濁性農薬等の毒性の強い農薬は使用しないこと。
- (2) 防除にあたっては、周辺住民や環境に十分配慮し、飛散防止及び散布前後の周知や気象条件・水系を考慮した農薬使用等に努めること。
- (3) 農薬の使用状況等を記載した防除日誌を作成し、三年間は保存すること。
- (4) 農薬の保管・管理に十分注意するとともに、使用残の農薬や空容器の処理については、産業廃棄物処理業者に委託する等適正に処理すること。
- (5) 知事が実施する農薬管理指導士の認定の取得に努めるとともに、農薬安全使用技術講習会等に積極的に参加するなど、資質の向上に努めること。
- (6) 無人航空機による防除にあっては、「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」及び「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知）を遵守すること。

## 第5 検査及び指導等

知事は、防除業者に対し、農薬取締法施行令第4条に基づき、農薬の使用等に関し報告を求め又は関係職員に農薬の使用状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

- 2 知事は、必要に応じて防除業者に対して農薬の使用方法等を変更させ又は使用しないよう指導することができる。

## 第6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成15年5月9日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年1月18日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和元年7月30日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。